



2018年12月10日

各位

会社名 I N E S T 株式会社
代表者 代表取締役社長 上村 陽介
(コード番号: 3390 東証 JASDAQ)
問合せ先 取締役管理本部長 片野 良太
(TEL: 03-6892-3864)

第三者割当による
新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、2018年12月10日開催の取締役会（以下「本取締役会」という。）において、第三者割当による新株式（以下「本新株式」という。）及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債の社債部分及び新株予約権部分を、それぞれ「本社債」及び「本新株予約権」という。）発行の実施に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします（以下本取締役会の決議に基づく第三者割当による本新株式及び本新株予約権付社債の発行を総称して「本第三者割当」という。）。

1. 募集の概要

〈本新株式〉

(1) 払込期日	2018年12月26日
(2) 発行新株式数	普通株式 6,756,756 株
(3) 発行価額	1株当たり 74 円
(4) 調達資金の総額	500,000 千円
(5) 募集または割当方法	第三者割当による
(6) 割当先・割当株式数	SBI イノベーションファンド1号: 6,756,756 株
(7) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく、有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

〈本新株予約権付社債〉

(1) 払込期日	2018年12月26日
(2) 新株予約権の総数	10 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価格	各本社債の金額は 50,000 千円（額面 100 円につき金 100 円） 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない

(4) 当該発行による 潜在株式数	6,756,756株(新株予約権1個につき、675,675株)
(5) 資金調達額	500,000千円(差引手取概算額:498,000千円) 差引手取概算額は、本新株予約権付社債の払込金額の総額から、本新株予約権付社債にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 転換価格	1株当たり74円
(7) 割当予定先	第三者割当により全額をSBIイノベーションファンド1号に割当てます。
(8) 利率及び償還期日	利率:2.1% 償還期日:2023年12月25日
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく、有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、当社と連結子会社6社及び持分法適用関連会社3社で、システム事業、直販事業、広告ソリューション事業を営んでおります。「システム事業」は、店舗運営を行う法人事業者を対象に、スマートフォン・タブレット端末を利用したPOSシステムの販売、利用者の順番待ちのニーズが見込める商業施設の店舗等をターゲットに、事業者に対して予約メディアなどのサービスを開発、販売しております。「直販事業」は、主にスマートフォンを中心とした携帯電話端末や周辺機器・モバイルデータ通信端末の販売を行っております。「広告ソリューション事業」は、飲食店等の事業者を対象に、顧客のニーズにあった広告メディア等のソリューションサービスを代理店として提供しております。

なかでもシステム事業においては、2017年7月4日に公表しました、「第三者割当による株式発行に関するお知らせ」における増資(以下「前回増資」という。)の際に調達した資金をシステム開発費や販売費として投下することで、事業の展開スピードを早めてまいりました。結果、事業者に対して予約システムなどのソリューションサービスの提供を行う体制を構築し、積極的に提案活動の展開を行い、将来に向けた収益力の向上を図ることができました。損益としては将来的な収益に比して費用が先行することから、2018年3月期のセグメント損益は5.74億円の赤字、2019年3月期第2四半期連結累計期間のセグメント損益では2.68億円の赤字となりましたが、具体的な成果のひとつとして当社連結子会社である株式会社EPARKモール(以下「EPARKモール」という。)にて、商業施設内の店舗検索や店舗予約が可能な予約発券機及び(※)デジタルサイネージ、商業施設の店舗でお子様向けサービスをお得にご利用できる電子回数券サービス等の商業施設向けソリューションサービスを拡大することができました。当該サービスがご利用できる商業施設数、店舗数及び販売数は増加を続けており、利用者のニーズもより多様化しております。このような状況下で、当社としては、いち早く一定のマーケットシェアを獲得することが、長期的に当社グループの競争力を維持するために必須であると考えております。当該サービス事業においては、顧客増加とサービス内容拡充の段階では、システム開発費用や初期的な販売費用により、営業赤字が先行します。

このために十分な資金と自己資本を確保できることが、長期的な当社グループの成長に大きく影響すると考えております。

直販事業においては、携帯電話販売に代表されるような成熟した分野が主であり、ある程度安定的な収益を確保してまいりましたが、将来的に市場が頭打ちまたは縮小に転じることで、中長期的に収益や利益率が低下していくおそれがあります。当社グループが長期的に業績を拡大していくためには、直販事業から得られる利益やキャッシュフローを、成長事業に積極的に投下していくことが適切であると考えております。

広告ソリューション事業においては、当社が代理店として販売した飲食店等の導入店舗数は順調に増加しており、当社においてノウハウが蓄積し、収益も増加基調にあります。現状では契約獲得時の一時金（契約獲得時に発生する、契約獲得の対価としての代理店手数料収益）を主な収益としておりますが、さらなる販売拡大を目指すうえで、契約獲得時の一時金が比較的少ない、ストック（契約獲得後に発生する、継続的な顧客サポートの対価としての代理店手数料収益）を主な収益源とする商材の販売を計画しております。この商材分野は競合企業が少ないため、当社は代理店の立場であるものの、他社に先駆けて販売を伸ばすことにより、長期的な競争力・収益力を確保できると考えております。この場合、長期的にはより大きな利益が期待できるものの、短期的には、販売部隊の十分な稼働人員数と質の確保を含む販売人件費等の販売費用が営業赤字として先行することとなります。

以上3事業のなかで、当社は、成長が期待できるシステム事業及び広告ソリューション事業に対して積極的に資金投下していくことが、当社の長期的な企業価値向上に資すると考えております。そのための資金調達を検討するにあたり、その方法を以下のように検討いたしました。

(i) 金融機関からの借入

当社は前期当期純利益が赤字となっており、今期も赤字見込みであることから、銀行からの資金調達が難しい状況です。また銀行等の金融機関からの借入れによる場合は、当社が必要とする自己資本を増加させることができません。

(ii) 公募増資

新株式発行は、一度に資金調達でき、かつ自己資本を積み増すことができるため財務体質の強化も図れ、当社にとって望ましい資金調達方法であります。しかし公募増資は、① 計画した金額を調達できない場合があること、② 準備に比較的長い時間がかかること、③ 調達コストが比較的高いこと、というデメリットがあり、当社では現実的に困難と判断しております。

(iii) 株主割当増資

株主割当増資についても、計画した金額を調達できない場合があります。特に現時点においては、当社の筆頭株主グループは増資を引受けない見通しです。従って、調達資金額の見通しが立たず、現実的に方法として選択できないと判断しております。

(iv) 第三者割当増資

上記(i)～(iii)が現実的に困難な状況では、第三者割当増資を検討することにも合理性があります。また第三者割当であれば、想定する時期、金額での確実な資金調達が可能であり、また財務体質の強化も図れることから、方法として合理性があると考えております。なお本第三者割当を行う事により、2018年

9月末時点の当社グループの自己資本比率は31.5%ですが、本新株予約権付社債が転換されない場合でも、自己資本比率が48.0%まで改善し、仮にすべて転換された場合は58.0%まで改善する予定です。当社は2018年5月頃より、十分な資力を有しかつ当社の事業や経営に対する十分な理解が期待できる複数の相手先に対して打診を行なってまいりましたが、合意に至りませんでした。そのような中で、当社の主要取引先である株式会社EPARKより、同社の関連事業での投資実績があるSBIイノベーションファンド1号の紹介を受け、協議・交渉を行った結果、当社の事業や経営に対する十分な理解が得られると判断致しました。当社が必要とする資金額の一部については、当社普通株式による増資を引受けていただくこととなりましたが、残りの一部については、交渉の結果、転換社債型新株予約権付社債の引受けであれば合意可能であったため、当社としてもこれに応じることと致しました。SBIイノベーションファンド1号は純投資目的のファンドであるため、中長期的な保有は確約されておりませんが、中長期的に大株主に留まる可能性もあるため、当社としては、当社の事業や経営に十分な理解があり、当社の経営の自主性を尊重していただける相手先であることが重要と考えております。

(※) デジタルサイネージ：表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体である。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

(1) 発行価格の総額	999,999,944円 (うち、本新株式499,999,944円 本新株予約権付社債500,000,000円)
(2) 発行諸費用の概算額	4,390,000円
(3) 差引手取概算額	995,609,944円

※発行諸費用は、登記費用1,750,000円、有価証券届出書作成費用240,000円、信託銀行増資事務手数料400,000円、本新株予約権付社債算定費用2,000,000円が含まれます。

※発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
EPARKモールへの貸付を通じた、同社で展開しているソリューションサービスにおけるシステム開発費用及び販売費用	500,000	2019年1月～2020年12月
当社広告ソリューション事業における販売拡大のための人件費や販売費	495,610	2019年1月～2020年12月

- ① EPARKモールへの貸付を通じた、同社で展開しているソリューションサービスにおけるシステム開発費用及び販売費用

EPARKモールにて、商業施設内の店舗検索や店舗予約が可能な予約発券機及びデジタルサイネージ、商

業施設の店舗でお子様向けサービスをお得にご利用できる電子回数券サービス等の商業施設向けソリューションサービスを展開しております。当該サービスがご利用できる商業施設数、店舗数及び販売数は増加を続けており、利用者のニーズもより多様化しております。当該サービス事業においては、顧客増加とサービス内容拡充の段階では、システム開発費用や初期的な販売費用により、営業赤字が先行しますが、いち早く一定のマーケットシェアを獲得することが、長期的な競争力の維持に必須であると考えております。このために上記費用に 500,000 千円を支出する予定です。これは、当社が EPARK モールに事業資金として 500,000 千円を貸付けることを通じて、同社が支出するものです。

当社システム事業においては、前回増資の資金使途として、システム開発費や販売費に資金を投下しております。本第三者割当は、前回増資の結果構築されたシステムによって提供可能となったサービスやその販売実績に成果が認められることを踏まえ、利用者のニーズの多様化への対応や、提供する対象分野の拡大、追加的な販売展開のために実施するものです。調達する資金の支出予定時期については、システム開発費用として、商業施設内の店舗だけではなく、新たな業種業界（多店舗展開の個別店等）を開拓し、サービスを提供できるようにするためのシステム開発、既存システムの機能追加、システム全体の継続・維持・改修に対して 2019 年 1 月より向こう 24 ヶ月を通じて 152,000 千円を支出することを予定しております。また販売費用として 2019 年 1 月 4 日より向こう 24 ヶ月を通じて、主に新規採用にて 14 名程度を見込んでおり採用費や人件費で 224,000 千円、人件費増加に伴う家賃・水道光熱費等の諸経費の増加で 8,000 千円、顧客獲得に伴い発生する販促費や支払手数料等の諸経費で、116,000 千円、結果総額 500,000 千円を支出することを予定しております。また、以降の支出については自己資金を充当する予定です。

なお本新株予約権付社債が株式に転換されない場合、2023 年 12 月 25 日を期限として償還することとなりますが、それまでに当該サービスがご利用できる商業施設数、店舗数及び販売数を増加させ、収益を向上させることにより、償還資金を確保できることを想定しております。

② 当社広告ソリューション事業における販売拡大のための人件費や販売費

広告ソリューション事業においては、現状では契約獲得時の一時金を主な収益としておりますが、さらなる販売拡大を目指すうえで、契約獲得時の一時金の無い、ストック型の商材の販売を計画しております。販売部隊の十分な稼働人員数と質の確保を含む販売人件費等の販売費用が営業赤字として短期的に先行するため、上記費用に 495,610 千円を支出する予定です。

調達する資金の支出予定時期については、その他販売費として 2019 年 1 月より向こう 24 ヶ月を通じて、主に新規採用にて 60 名程度を見込んでおり、採用費や人件費で 438,000 千円、人件費の増加に伴う家賃・水道光熱費等の諸経費の増加で 19,000 千円、顧客獲得に伴い発生する販促費等の販売費用で 38,610 千円、結果総額 500,000 千円を支出することを予定しております。また、以降の支出については自己資金を充当する予定です。なお本新株予約権付社債の償還可能性に関しては、さらなる販売拡大を行い、収益を向上させる事で、償還資金を確保できることを想定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記、「2. 募集の目的及び理由」に記載しましたとおり、システム事業においては、顧客増加とサービス内容拡充の段階では、システム開発費用や初期的な販売費用により、営業赤字が先行しますが、いち早

く一定のマーケットシェアを獲得することが、中長期的に当社グループの競争力を維持するために必須であり、当社グループの成長に大きく影響すると考えています。また広告ソリューション事業においては、他社に先駆けて販売を伸ばすことにより、長期的な競争力・収益力を確保できると考えていることから、これらの資金投下が当社の長期的な企業価値向上に資すると考えており、本件第三者割当の資金使途については合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式にかかる当社普通株式の1株当たり発行価額につきましては、当社の最近の株価推移を考慮に入れ交渉及び協議の結果、本取締役会決議の直前日（2018年12月7日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）ジャスダック市場における当社株式の終値78円を参考として、当該終値（78円）に対して5.13%（小数第3位四捨五入。以下比率の計算において同じとします。）ディスカウントした額である74円といたしました。

なお、当該価額は、本取締役会決議前1ヶ月（2018年11月8日～2018年12月7日）の終値平均である79円（円位未満切捨）に対しては6.33%のディスカウント、本取締役会決議前3ヶ月（2018年9月10日～2018年12月7日）の終値平均である84円（円位未満切捨）に対しては11.90%のディスカウント、本取締役会決議前6ヶ月（2018年6月8日～2018年12月7日）の終値平均である85円（円位未満切捨）に対しては12.94%のディスカウントとなります。

本取締役会決議日の前日営業日の終値を参考とした理由は、当社株式の直近の市場価格が、決算短信の発表や業績予想等、当社業績に係る公表後に市場において形成された株価であり、当社の客観的な株式価値を反映していると考えたためであります。

また当該終値からのディスカウントとなっていることの理由は、次の通りです。

i) 当社は2018年5月頃から、第三者割当増資に関して、複数の相手先に対して打診を行なってきましたが、合意に至りませんでした。割当先について、当社としては、資力を有するのみならず、当社の事業や経営に十分な理解があり、当社の経営の自主性を尊重していただける相手先であることが重要と考えており、現時点で、当該割当予定先に代替可能な相手先がおりません。このディスカウント率は、割当予定先からの要望を受け、交渉・協議を重ねた結果であり、一定の合理性があると考えております。

ii) 当社としては、システム事業において、いち早く一定のマーケットシェアを獲得することが、長期的に当社グループの競争力を維持するために必須であり、長期的な当社グループの成長に大きく影響すること、また広告ソリューション事業においては、他社に先駆けて販売を伸ばすことにより、長期的な競争力・収益力を確保できると考えていることから、一定範囲内のディスカウントがあるとしても、できるだけ早期に第三者割当増資を実現できることが、長期的な株式価値の向上に繋がると考えております。

iii) 当社株式の市場株価は、直近6ヶ月間において平均的に下落傾向にあることや、本第三者割当の資金使途からすれば短期中期的には営業赤字が先行することが想定されるなかでの株価下落リスク

があることから、一定のディスカウントには相当性があると考えております。

また、当該発行価額は本取締役会決議の直前日の株価に対して 0.9 を乗じた額を下回らないことから、会社法第 199 条第 3 項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、本取締役会に出席した 4 名の監査役全員（うち、独立社外監査役 3 名を含む）は、本第三者割当の実施を決議するにあたり、上記発行価額は、東京証券取引所ジャスダック市場における当社株式の終値 78 円に対して 5.13%ディスカウントされた金額であるが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、割当予定先に特に有利な金額ではない旨の意見を表明しております。

②本新株予約権付社債

本新株予約権付社債の発行価額の算定に際しては、公正性を期すため、独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス社」という。）より評価報告書を取得しております。ブルータス社は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価 78 円（2018 年 12 月 7 日の終値）、転換価格 74 円、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート Δ 0.130%）、ボラティリティ（64.69%）、利率年利 2.1%、権利行使期間 5 年及び 1 日当たりの売却可能株式数（直近 5 年間にわたる当社普通株式の 1 日当たり平均売買出来高約 1,788,000 株）等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2018 年 12 月 26 日から 2023 年 12 月 25 日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、額面 100 円当たり金 99 円 90 銭から金 103 円 30 銭と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が転換価格の 110.5%（2.1% \times 5 年間）を超えている場合、随時転換を行うものとし、1 回あたりの転換は、1 個ずつとし、転換して得た株式は、平均売買出来高の約 5%（90,000 株）を目処に売却するものとし、得た株式をすべて売却した後、次の転換を行うものと想定しています。日本証券業協会では、「第三者割当増資の取扱いに関する規則」を制定し、行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債券（いわゆる MSCB）については、株価への影響を極力抑えるため、1 日あたり、1 日の平均売買出来高の 25%を超える市場売却を控えるよう指導しております。これを踏まえ、本新株予約権付社債の評価に際しては、1 日の平均売買出来高の一定割合を行使、売却する仮定を置いております。当社の行動に関しては、満期日まで転換を待ち、満期日償還をする前提で算定しております。算定に用いた割引率に関して本新株予約権付社債の割引率は、当社の借入金利を参考とすることが一般的であるが、当社は借入がないことから、当社から取引銀行へ借入金利について照会をかけたところ、暫定的ではあるが、財務諸表を参考とすると、借入期間 3 年で年率 2.475%~3.975%程度の借入金利はかかるだろうと回答を受け、一方、発行予定の本新株予約権付社債は満期日までの期間が 5 年であることから、期間の違いに伴う追加スプレッドを推計する必要があり、追加スプレッドの推計は、発行会社の格付けから推計することが出来るものの、現時点において当社は格付けを取得しておりません。しかしながら、当社は、銀行からの借入れが現状困難であることを鑑みると、BBB 格から BB 格程度の格付けとなると考えられます。そこで、ブルームバーグにて、BBB 格付けと BB 格付けの期間

3年物と5年物の社債スプレッドデータを取得致しました。追加スプレッドは、それぞれ、0.265%（BBB格）と0.507%（BB格）であったため、その平均値である0.386%を、期間を3年から5年に延ばした場合の追加スプレッドとして見積もりました。したがって、発行会社の割引率は、取引銀行からヒアリングした借入金利に、追加スプレッドを加算した、2.861%～4.361%と見積もりました。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。その結果を踏まえ、割当予定先であるSBIイノベーションファンド1号と協議・交渉を行った結果、当社は本新株予約権付社債の発行価額を額面100円当たり金100円と致しました。

また本新株予約権付社債の転換価額については、本件第三者割当のスキームが本新株式と本新株予約権付社債を組み合わせたものであることから、本新株式の発行価額と同額とすることが、適切であると判断し、1株74円に決定いたしました。転換価額の決定については、上記①本新株式にも記載のとおり、割当予定先と交渉を重ねましたが、当社の財務状況を改善し、システム事業において、いち早く一定のマーケットシェアを獲得することが、長期的に当社グループの競争力を維持するために必須であり、長期的な当社グループの成長に大きく影響すること、また広告ソリューション事業においては、長期的により大きな利益が期待できるようになると考えていることから、本第三者割当を実現することが企業価値の向上に繋がる延いては既存株主の皆様と利益に繋がると考え、判断いたしました。

この転換価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、また、発行価額については、独立した第三者機関であるブルータス社の評価報告書を参考にしており、その評価結果から評価の範囲内であるため、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社監査役全員より、発行条件が特に有利な金額には該当しないと取締役会の判断を相当とする旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行株式数は6,756,756株（議決権67,567個）であり、2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数53,197,169株（議決権総数531,945個）で除した割合は、12.70%（議決権総数に対しては12.70%）です。本新株予約権付社債の転換による発行株式数は6,756,756株（議決権67,567個）であり、2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数53,197,169株（議決権総数531,945個）で除した割合は、12.70%（議決権総数に対しては12.70%）です。本第三者割当による希薄化の合計は25.40%（議決権総数に対しては25.40%）です。また、当社普通株式の過去1年間における1日当たりの平均売買高は1,389,491株ですが、本第三者割当により発行される可能性がある株式数は最大で13,513,512株であるため、仮に本新株予約権付社債の行使期間である5年間で順次売却されるとした場合でも、1日当たりの売却数量は約10,395株となり、当社普通株式の平均売買高の0.75%であることから、市場での消化は可能であると考えられること、また、本新株予約権付社債の行使価額が固定されており発行される可能性がある最大株式数に変動が生じないことから、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的と判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名 称	SBI イノベーションファンド1号	
(2)	本 店 の 所 在 地	東京都港区六本木一丁目6番1号	
(3)	組 成 目 的	有望な又は将来性のある事業を行う日本国内の非上場又は上場会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債等に投資を行う	
(4)	組 成 日	2010年03月31日	
(5)	出 資 総 額	14,040百万円	
(6)	主たる出資者及びその出資比率	SBI ホールディングス株式会社 96.67%	
		SBI キャピタル株式会社 3.33%	
(7)	業務執行組合員等に関する事項	名 称	SBI キャピタル株式会社
		本 店 の 所 在 地	東京都港区六本木一丁目6番1号
		代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 川島 克哉
		資 本 金	10百万円
		事 業 内 容	投資事業組合の運営及び管理
		主たる出資者及び出資比率	SBI キャピタルマネジメント株式会社 100%
(8)	上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	資本関係・人的関係・取引関係はありません。
		上場会社と業務執行組合員との間の関係	資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(注) 1. 割当予定先の概要については、2018年12月3日現在の内容であります。

2. 当社は、割当予定先に対し、割当予定先、その役員及び主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、その役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実、並びに、割当予定先、その役員及び主要株主が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実の有無について口頭で質問し、かかる事実は一切ない旨の回答を口頭で得ております。また、割当予定先であるSBI イノベーションファンド1号の業務執行組合員であるSBI キャピタル株式会社の親会社であるSBI ホールディングス株式会社は東京証券取引所に2018年8月1日付で提出したコーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力との関係は一切遮断する旨の宣言をしております。また、東京証券取引所市場第一部に株式を上場しており、役員及び主要株主を有価証券報告書等の法定開示書類において公表しております。よって、当社は、割当予定先であるSBI イノベーションファンド1号、その役員及び主たる出資者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないものと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は2018年5月頃より、第三者割当増資に関して、十分な資力を有しかつ当社の事業や経営に対する十分な理解が期待できる複数の相手先に対して打診を行なってまいりましたが、合意に至りませんでした。

した。そのような中で、当社の主要取引先である株式会社 EPARK より、同社の関連事業での投資実績がある SBI イノベーションファンド 1 号の紹介を受けました。協議・交渉を行った結果、当社の事業や経営に対する十分な理解が得られると判断致しました。当社が必要とする資金額の一部については、当社普通株式による増資を引受けていただくこととなりましたが、残りの一部については、交渉の結果、新株予約権付社債の引受けであれば合意可能であったため、当社としてもこれに応じることと致しました。SBI イノベーションファンド 1 号は純投資目的のファンドであるため、中長期的な保有は確約されておりませんが、中長期的に大株主に留まる可能性もあるため、当社としては、当社の事業や経営に十分な理解があり、当社の経営の自主性を尊重していただける相手先であることが重要と考えております。以上のことから、当社は SBI イノベーションファンド 1 号を割当予定先を選定致しました。

(3) 割当予定先の保有方針

①本新株式

当社は、割当予定先である SBI イノベーションファンド 1 号との協議において、割当予定先が本第三者割当で取得する本新株式について、純投資目的であり、市場動向を勘案しながら市場で売却する可能性があることを口頭で確認しております。なお、当社は割当予定先から、割当予定先が払込期日から 2 年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

②本新株予約権付社債

当社は、割当予定先である SBI イノベーションファンド 1 号との協議において、割当予定先が本新株予約権付社債の転換により取得する当社普通株式について、企業価値向上を目指した純投資目的であり、市場動向を勘案しながら市場で売却する可能性があることを口頭で確認しております。なお①の本新株式の売却と本新株予約権付社債の転換の順序性については割当予定先から報告は受けておりません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、SBI イノベーションファンド 1 号より、割当予定先の取引銀行が発行する 2018 年 11 月 26 日付の銀行口座の写しを取得し、更に、口頭にて本第三者割当のうち自らに割り当てられる株式に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前(2018年9月30日現在)		募集後	
株式会社光通信	38.17%	株式会社光通信	33.87%
株式会社アイ・イーグループ	4.33%	SBI イノベーションファンド 1 号	11.27%
株式会社マイナビ	1.29%	株式会社アイ・イーグループ	3.84%
本橋 和文	1.07%	株式会社マイナビ	1.15%

GMOクリック証券株式会社	1.02%	本橋 和文	0.95%
今田 幸三	0.94%	GMOクリック証券株式会社	0.91%
柏温泉リゾート株式会社	0.94%	今田 幸三	0.84%
株式会社エフティフループ	0.94%	柏温泉リゾート株式会社	0.83%
小林 俊雄	0.89%	株式会社エフティフループ	0.83%
合同会社 STS ソリューション	0.83%	小林 俊雄	0.79%

※持株比率は、2018年9月30日現在の発行済株式数に対する保有株式の割合であり、小数点第3位以下を四捨五入して算出しております。

※本新株予約権付社債は発行時点で株式が割当られず、行使されて初めて株式を保有する事になりますが行使時期が未定の為、上記「募集後」の比率には考慮しておりません。

8. 今後の見通し

本第三者割当が、2019年3月期連結業績予想に与える影響は、現時点では業績への反映を合理的に見積もることが困難な状況です。従いまして、業績予想の修正が必要と判断した場合には速やかにお知らせする予定です。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%以上であるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、当社の経営者から一定程度独立した者による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手を行うため、当社の独立社外役員全6名のうち、当社取締役会に参加した独立社外取締役2名（平田 英之氏、橋爪 静夫氏）及び、独立社外監査役3名（近藤 武雄氏、川合 宏一氏、竹中 由重氏）、合計5名に対して、その必要性及び相当性について意見を求めております。なお独立社外取締役である倉嶋 喬氏は、以前よりスケジュールが合わず、2018年12月10日の取締役会に参加できない旨を聞いていたため、意見は求めておりません。当社が2018年12月10日付で入手した独立社外役員5名の意見の概要は、以下のとおりです。

(1) 本第三者割当の必要性

INEST社によると、本第三者割当の目的及び理由は、携帯電話端末などの販売を中心とするいわゆる「直販事業」の売上げが将来的には頭打ち又は減少に転じる可能性も否定できない中で、中長期的に INEST 社の業績を拡大するためには、他の中核事業である「システム事業」及び「広告ソリューション事業」に引き続き積極的に投資を続けていく必要があること、また、それらの事業分野で他社に先駆けていち早く一定のマーケットシェアを確保することが極めて重要であるところ、今後も前記両事業に投資していくためには、本第三者割当てによる資金調達を行うことが不可欠ということにある。

現に「システム事業」においては、これまで積極投資を行ってきた結果、連結子会社である株式会社 EPARK モールにて、商業施設内の予約発券機、デジタルサイネージ及び電子回数券サービス等の商業施設向けソリューションサービスが拡大するなどの一定の成果が出ており、また「広告ソリューション事業」においても、当社が代理店として販売した飲食店等の導入店舗数は順調に増加しているところである。

したがって、本第三者割当による資金調達を行うことは、INEST 社にとって一定の必要性があると認められる。

(2) 本第三者割当の相当性

①他の資金調達手段との比較

INEST 社は、中長期にわたり業績を拡大し、また財務体質の強化を図るため、本新株式及び本新株予約権付社債を割り当てる手法により資金調達を行うことを考えている。そして、INEST 社は、資金調達の手法として、金融機関からの借入れ、公募増資及び株主割当増資について、それぞれの実現可能性のほか、メリット及びデメリットをあげて多面的に検討を行っており、その結果として本第三者割当の手法を選択したことについては一定の相当性があるものと思料する。

②増資金額の妥当性（資金使途の合理性）

INEST 社によると、本第三者割当により調達した資金は、主としてシステム事業及び広告ソリューション事業について、その業績を中長期にわたり拡大させていくために投下されることが予定されている。そのことが企業価値増大に繋がり、ひいては既存株主にとって希薄化を上回る効果が期待されているものであるが、そのような経営判断は不合理ではない。したがって、本第三者割当の金額には、一定の相当性があるものと思料される。

③発行条件の相当性

INEST 社は、本第三者割当に係る取締役会決議の直前日（2018 年 12 月 7 日）の株式会社東京証券取引所における INEST 社終値である 78 円を基準としているが、それは、INEST 社株式の直近の市場価格が、決算短信の発表や業績予想等、INEST 社業績に係る公表後に形成された株価であり、INEST 社の客観的な株式価値を最も合理的に反映しているものと判断した結果とのことであり、かかる判断は不合理とは言えない。

また、ディスカウント率については、本第三者割当の発行価額及び転換価額はいずれも前記 78 円から 5.13%減額した水準であるが、これは日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、会社法第 199 条第 3 項にいう特に有利な金額に当たらないと思料される。また、INEST 社株式の市場株価は直近 6 ヶ月間において平均的に下落傾向にあることや、本第三者割当の資金使途からすれば短期中期的には営業赤字が先行する可能性もあり、それに伴う株価下落リスクも否定できないことから、その意味においても前記ディスカウント率には相当性があるものと思料される。

さらに、本新株予約権付社債の発行価額は額面 100 円につき金 100 円であるが、株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス社」という。）の算定した公正価値が額面 100 円当たり金 99 円 90 銭から 103 円 30 銭であるから、前記発行価額は公正価値の範囲内である。したがって、当該発行価額もまた、特に有利な条件に該当しないと判断される。

以上より、本件第三者割当ての発行条件は相当であると思料される。なお、社外監査役のみならず、常勤監査役からも、前記発行価額が日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠する範囲にて決定されていること及びブルータス社の算出した公正価値等から、会社法第 199 条第 3 項に規

定されている特に有利な金額には該当しない旨の意見を得ている。

④割当予定先の相当性

INEST 社は、2018 年 5 月頃より、十分な資力を有しかつ当社の事業や経営に対する十分な理解が期待できる複数の割当候補先に対して打診を行なってきたが、その中で、INEST 社の主要取引先である株式会社 EPARK から紹介を受けた SBI イノベーションファンド 1 号（以下「本割当予定先」という。）が、最も INEST 社の事業や経営に対して理解を示し、かつ十分な資力を有することから、割当予定先として相当と判断したとのことである。

また、INEST 社は、本割当予定先から反社会的勢力の関与が一切ない旨の誓約も得たとのことである。なお、本割当予定先の業務執行組合員は SBI キャピタル株式会社であるが、その親会社である SBI ホールディングス株式会社は東京証券取引所に 2018 年 8 月 1 日付で提出したコーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力との関係は一切遮断する旨の宣言をしている。

以上から、割当予定先として SBI イノベーションファンド 1 号を選定することについては合理性がある。

⑤払込みの確実性

INEST 社は、本割当予定先から、その取引銀行が発行する 2018 年 11 月 26 日付の銀行口座の写しを取得し、本割当予定先が本第三者割当に伴う払込みに必要十分な現預金を有していることを確認したとのことである。したがって、本第三者割当に伴う払込みがなされることは確実であると思料される。

⑥既存株主への影響

本第三者割当により既存株主の株式持分及び議決権比率に希薄化をもたらすが、本第三者割当は、INEST 社の事業・業績の拡大につながる合理的な施策であり、同社の中長期的な企業価値向上に繋がるから、既存株主にとって希薄化を上回る効果が期待できるものと思料される。

また、INEST 社普通株式の過去 1 年間における 1 日当たりの平均売買高は 1,389,491 株であるが、本第三者割当により発行される可能性がある株式数は最大で 13,513,512 株であるため、仮に本新株予約権付社債の行使期間である 5 年間で順次売却されたとした場合でも、1 日当たりの売却数量は約 10,395 株となり、INEST 社普通株式の平均売買高の 0.75% であることから、市場での消化は可能であると考えられる。また、本新株予約権付社債の転換価額は固定されており、将来転換される可能性がある最大株式数に変動が生じないことから、その意味で既存株主の利益に配慮された措置が講じられている。

これらに鑑みれば、本第三者割当は、既存株主の利益を不当に損なうものではないと評価できる。

(3) 結論

以上の検討の結果、本第三者割当には、その必要性及び相当性があると思料される。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
連結売上高	3,831百万円	2,883百万円	3,063百万円
連結営業利益	158百万円	103百万円	△325百万円
連結経常利益	125百万円	101百万円	△348百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	△285百万円	139百万円	△308百万円
1株当たり当期純利益	△5.88円	2.87円	△5.96円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり連結純資産	11.85円	14.73円	14.23円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2018年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	53,197,169株	100.00%
現時点における潜在株式数	0株	0.00%
下限値の潜在株式数	-	-
上限値の潜在株式数	-	-

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
始値	99円	67円	71円
高値	137円	98円	208円
安値	40円	43円	58円
終値	67円	71円	111円

② 最近6か月間の状況

	2018年6月	2018年7月	2018年8月	2018年9月	2018年10月	2018年11月
始値	104円	98円	82円	83円	80円	80円
高値	108円	100円	87円	83円	143円	84円
安値	95円	80円	72円	77円	74円	74円
終値	98円	82円	83円	79円	80円	80円

③ 発行決議日前営業日における株価

	2018年12月7日
始値	79円
高値	79円
安値	77円
終値	78円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

<第三者割当増資>

(1) 払込期間	2017年7月20日～2017年7月26日
(2) 調達資金の額	349,999,912円
(3) 発行価額	1株当たり76円
(4) 募集時における発行済株式数	48,591,907株
(5) 当該募集による発行株式数	4,605,262株
(6) 募集後における発行済株式数	53,197,169株
(7) 割当先	株式会社アルネッツ：2,631,578株 株式会社光通信：1,973,684株 を割り当てる。
(8) 発行時における当初の資金用途	① 新規事業におけるシステム開発費、顧客に対する安定的サービス提供のためのシステム開発・維持・継続、改修に関する資金として210,000千円 ② 新規事業におけるその他販売費（家賃や支払手数料、支払報酬、販促費、新規採用や人件費などの販売費）として140,000千円
(9) 発行時における支出予定時期	① 2017年7月～2017年12月 ② 2017年7月～2017年12月
(10) 現時点における充当状況	① 新規事業におけるシステム開発費、顧客に対する安定的サービス提供のためのシステム開発・維持・継続、改修に関する資金として210,000千円 ② 新規事業におけるその他販売費（家賃や支払手数料、支払報酬、販促費、新規採用や人件費などの販売費）として140,000千円

11. 発行要項

〈本新株式〉

(1) 募集株式の数	当社普通株式 6,756,756 株
(2) 払込金額	1株当たり 74 円
(3) 払込金額の総額	499,999,944 円
(4) 増加する資本金の額	249,999,972 円(1株当たり 37 円)
(5) 増加する資本準備金の額	249,999,972 円(1株当たり 37 円)
(6) 募集方法並びに割当予定先及び割当株式数	本第三者割当により、 SBI イノベーションファンド1号：6,756,756 株を割り当てる。
(7) 申込期日	2018年12月26日(水)
(8) 払込期日	2018年12月26日(水)
(9) その他	本第三者割当については、金融商品取引法に基づく、有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

〈本新株予約権付社債〉

銘柄	INEST株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金500,000,000円
各社債の金額(円)	金50,000,000円
発行価額の総額(円)	金500,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年利2.1%
利払日	2018年12月27日から2019年3月31日までの利息：2019年3月31日 2019年4月1日から2020年3月31日までの利息：2020年3月31日 2020年4月1日から2021年3月31日までの利息：2021年3月31日 2021年4月1日から2022年3月31日までの利息：2022年3月31日 2022年4月1日から2023年3月31日までの利息：2023年3月31日 2023年4月1日から2023年12月25日までの利息：2023年12月28日
利息支払の方法	1. 本社債の利息は発行日の翌日から償還期日までこれを付す。ただし、償還期日後の利息は付さない。 2. 本社債の利息は、以下の通りに支払う。本社債の利息は年365日の日割りをもってこれを計算する。 2018年12月27日から2019年3月31日までの利息：2019年3月31日 2019年4月1日から2020年3月31日までの利息：2020年3月31日 2020年4月1日から2021年3月31日までの利息：2021年3月31日 2021年4月1日から2022年3月31日までの利息：2022年3月31日 2022年4月1日から2023年3月31日までの利息：2023年3月31日 2023年4月1日から2023年12月25日までの利息：2023年12月28日

	<p>3. 繰上償還された本社債の利息については、償還日までの期間分を支払う。</p> <p>4. 利息を支払うときは、各本社債の額面金額に年利率を掛け、その積に当該利息期間の実日数を分子とし、365 を分母とする分数を乗じて算出された金額から小数点第1位を四捨五入したものを支払う。</p> <p>5. 新株予約権の行使があった場合は、行使日までの経過利息を支払う。</p> <p>6. 本項に定める本社債の利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げて、本来の利息を支払うべき日までの利息を支払う。</p> <p>7. 利息の支払場所 INEST株式会社（東京都豊島区東池袋一丁目13番6号）</p>
償還期限	2023年12月25日（月）
償還の方法	<p>償還の方法及び期限</p> <p>① 本社債は、2023年12月25日にその総額を額面金額の100%の金額で償還する。</p> <p>② 当社は、本新株予約権付社債の発行後、事前に本新株予約権付社債の社債権者の書面による承諾を得た上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面金額の100%の金額で、繰上償還することができる。</p> <p>③ 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p>
募集の方法	第三者割当の方法により割り当てる。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込期間	2018年12月26日（水）
申込取扱場所	INEST株式会社（東京都豊島区東池袋一丁目13番6号）
払込期日	2018年12月26日（水）
振替機関	該当事項はありません。
担保の種類	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	該当事項はありません。
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項はありません。

- (注) 1. 本新株予約権付社債については、会社法第254条2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
2. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
3. 取得格付
格付は取得していない。

(新株予約権付社債に関する事項)

<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の行使により当社が当社の普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社の普通株式を処分（以下、当社の普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使にかかる本社債の払込金額の総額を転換価額（下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、同第3項から第7項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとし、行使する本新株予約権に係る本社債のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」第1項に従い本新株予約権の行使に際して出資される部分以外の本社債（上記の切り捨てられる1株未満の端数に相当する本社債を意味する。以下「切捨償還額」という。）を、本新株予約権の行使の効力発生と同時に額面100円につき金100円の割合で償還するものとする。但し、円位未満の金額は、これを1円に切り上げる。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、上記「新株予約権の目的となる株式の数」の交付株式数（算定の結果、除して得られる最大の整数を意味する。以下同じ。）の算定にあたり1株未満の端数を生じたときには、交付株式数に第2項記載の転換価額（ただし、第3項から第7項までによって調整された場合は調整後の転換価額）を乗じて得られる額に相当する部分の本社債のみを本新株予約権の行使に際して出資するものとし、当該部分以外の本社債（切捨償還額）は上記「新株予約権の目的となる株式の数」に従い償還するものとする。 ② 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、当初金74円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整 当社は、本新株予約権付社債の発行後、第4項に定める事由が発生した場合又は発生する可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する（以下、本号により調整された後の転換価額を「調整後転換価額」、調整される前の転換価額を「調整前転換価額」という。）。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{調整前転換価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>4. 転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期 転換価額調整式により転換価額の調整が行われる場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。 ① 転換価額を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合</p>

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降にこれを適用する。

②当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の株式無償割当てをする場合調整後転換価額は、株式分割の場合は株式分割に係る基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社株式の無償割当てについて、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

③転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）のすべてが当初の条件で請求又は行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等の発行時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④本号①から③までの場合において、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①から③までにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。なお、次の算出により1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わないものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

5. 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、そ

	<p>の後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>6. 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>7. その他の調整</p> <p>第4項の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、あらかじめその旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日その他必要な事項を通知したうえ、その承認を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②資本金又は資本準備金若しくは利益準備金の額の減少により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金500,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行か価格 上記「新株予約権の行使時の払込金額」記入欄の転換価格（転換価格が調整された場合は調整後の転換価格）とする。</p> <p>2. 資本に組み入れる額は、当該発行価額（発行価額が調整された場合は調整後の価額）に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2018年12月26日～2023年12月25日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 INEST株式会社（東京都豊島区東池袋一丁目13番6号）</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項ありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項ありません。</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権付社債の社債権者は、2018年12月26日から本社債の償還期限の前日までの間、いつでも、本新株予約権を行使することができる。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。なお、本新株予約権付社債を取得し又は買付けた者は、その取得又は買付けに係る本新株予約権付社債を一括して譲渡する場合以外は譲渡することはできないものとする。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価格は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計10個の本新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権の効力の発生

本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権を行使した日（以下に定義する。）に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、①本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日以前に、当該行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した場合においては、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日、②上記①以外の場合においては、当該行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した日を意味するものとする。

3. 株式の交付方法

当社は行使の効力発生後、当該行使にかかる本新株予約権付社債権者に対し、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関連法令に基づき、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加を行う事により株式を交付する。

以上